

皆さんのお役に立ちます！総務省無料行政相談開催

5月19日（月）から25日（日）までの一週間は「春の行政相談強調週間」です。

国、県、市などの行政に関する苦情や要望、意見などをお聞きし、それらの解決を図り、行政運営の改善に反映させるのが総務省の行政相談制度です。行政相談強調週間は、この制度を広く皆さんにご利用いただくため、全国一斉に実施しているものです。

この週間中、地元行政相談委員が徳島行政評価事務所の支援を受け、次のとおり行政相談所を開設いたします。相談は無料で、秘密は固く守りますのでお気軽にご相談ください。

【日時】 5月26日（月）午前10時から午後3時まで
【場所】 小松島市役所玄関

お問い合わせは、市秘書人事課秘書広報係（市役所2階 ☎ 32・3812）まで。

広報こくみんねんきん

国民年金の手続き（種別）はお済みでしようか？

就職や退職、結婚などで加入者の種別が変わったときは、14日以内に手続をすることが必要です。届け出をしなかつたために、将来の年金額等に影響が出る場合がありますので、必要な手続は早急に済ませましょう。

■ 国民年金の加入者は3つ
の種別で分けられます。

■ 種別が変わると届出が必要です。



現在の種別	種別の変わる事由	届出先
● 第1号被保険者＝自営業、学生など（第2号、第3号被保険者以外の方）	就職して厚生年金か共済組合に加入した 会社員と結婚して被扶養配偶者になつた 夫が就職して、被扶養配偶者になつた （転職して、自営業になつた被扶養配偶者も第1号被保険者になります）	事業所 事業所 事業所 市役所
● 第2号被保険者＝会社員などの厚生年金保険・共済組合等の加入者	会社を退職して、会社員の被扶養配偶者になつた 夫が会社を退職した 夫が会社を退職した 会社員の夫と離婚した 収入が増え、被扶養配偶者でなくなつた 夫が亡くなつた 会社に就職して被扶養配偶者でなくなった 夫が転職し、厚生年金から共済組合または共済組合から厚生年金に変わつた 会社などに勤めていない人 20歳未満で就職し、厚生年金か共済組合に加入了した ※妻が会社員等で、夫がその被扶養配偶者のときは、「妻」と「夫」を読み替えてください。	市役所 市役所 市役所 市役所 市役所 市役所 市役所 市役所 市役所 市役所 市役所 市役所 市役所
● 第3号被保険者＝会社員など（第2号被保険者）	夫が亡くなつた 夫が転職し、厚生年金から共済組合または共済組合から厚生年金に変わつた 会社などに勤めていない人 20歳未満で就職し、厚生年金か共済組合に加入了した	事業所 事業所 事業所 市役所 市役所 市役所 市役所 市役所 市役所 市役所 市役所 市役所
未加入		

平成19年度情報公開・個人情報保護制度実施状況 (平成19年4月1日～平成20年3月31日)

平成19年度中の情報公開度と個人情報保護制度の実施状況をお知らせいたします。

情報公開制度（議会への請求は除く）

開示請求件数は13件

個人情報保護制度

内訳は、

全面開示決定7件
部分開示決定3件（非開示
部分理由内訳・個人情報3件）
非開示決定1件（理由内訳・文書不存在1件）

1件で、開示されております。
※両制度とも非開示決定等について行政不服審査法に基づく不服申立はありませんでした。

詳しく述べ、市総務課行政文書担当（市役所3階 ☎ 32・32・2123）まで。

ひとりで悩まず気軽にご相談を 特設人権相談所開設のお知らせ

家庭内のものめごと、学校や職場でのいじめ、近隣とのトラブルなどの人権問題について、人権擁護委員が相談に応じます。一人で悩まず気軽にご相談ください。

相談は無料で秘密を厳守します。

【人権相談開設場所】 小松島市役所4階小会議室
【日時】 6月2日（月）午後1時から午後4時まで

お問い合わせは、市人権推進課（☎ 32・2122）まで。